

障害福祉人材奨学金返還支援事業補助金

本市の障害福祉人材の確保を図るため、市内障害福祉事業所に常用労働者として就職した者に対し、就学時に借入れた奨学金の返還額の一部を助成します。

対象経費

- 1 大学・専門学校等の就学のために貸与を受けた奨学金であって、交付申請日の属する年度の前年度に返還した奨学金の額。ただし、利息は除く。
- 2 対象となる奨学金は、魚沼市奨学金、独立行政法人日本学生支援機構の奨学金（第一種、第二種）、新潟県奨学金、その他、市長が認めるもの

補助額と期間

- 1 前年度に返還した奨学金の額の2分の1、上限12万円（1,000円未満の端数切捨て）。
 - 2 交付申請できる期間は、奨学金返還回数が月賦返還の場合は36回分、半年賦返還の場合は6回分、年賦返還の場合は3回分に達するまで（上限12万円×3年分）
- ※申請は3年間していただきます。

対象者

次の要件をすべて満たす者

- 1 大学・専門学校等を卒業(修了を含む。)した者
- 2 令和4年4月以降、新たに市内障害福祉事業所へ常用労働者として雇用されている者で、市内同一法人へ継続して3年以上の勤務が見込まれる者
- 3 申請日において、対象となる奨学金の返還を既に行っており、かつ、奨学金の返還完了までの期間が3年以上ある者
- 4 奨学金返還について、他の補助金等の交付を受けていない者
- 5 奨学金返還の滞納をしていない者
- 6 市税の滞納がない者（居住地の市役所等での証明書の発行が必要です。）
- 7 魚沼市暴力団排除条例（平成23年魚沼市条例第31号）第2条第1号又は第2号に該当しない者

補助金の返還

次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取消し、返還を求めることがあります。

- 1 補助金の申請に関し、偽りその他不正の行為があったと認められたとき。
- 2 補助対象要件を満たさなくなったとき。
- 3 市内障害福祉事業所へ常用労働者として雇用されなくなったとき。
- 4 市内障害福祉事業所へ継続して3年以上勤務しなかったとき。

必要書類

魚沼市障害福祉人材奨学金返還支援事業補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に下記の①～⑥の書類を添付して提出してください。（様式は市ホームページよりダウンロード可能です。）

- ①奨学金の借入総額及び返還計画が分かる書類
- ②前年度に返還した奨学金の返還額を証する書類
- ③在職証明書(別紙1)
- ④誓約書(別紙2)
- ⑤市税の納税証明書
- ⑥その他市長が必要と認める書類